

## 平成 29 年度仙台市防災会議第 1 回原子力防災部会議事要旨

1. 日 時 : 平成 29 年 12 月 26 日 (火) 14:30~15:10
2. 場 所 : 市役所本庁舎第 1 委員会室
3. 出席者 : 出席者名簿参照
4. 資 料 :
  - 資料 1 仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】の修正について
  - 資料 2 仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】修正箇所一覧表
  - 参考資料 原子力災害時における広域避難者受入れに係る避難元自治体との協定締結について

5. 議事要旨：(敬称省略)

【仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】の修正について】

事務局)

資料 1、資料 2 に基づき、事務局から説明。

阿部委員)

資料 2 の 4/6 ページ (3) 「イ 一時移転の指示の発令」について、「…又は国、県、市の緊急時モニタリングの結果、表 2. 4-1 に示す一時移転の実施を判断する基準 (OIL2) を超える空間放射線量が 1 日以上継続して計測された場合」となっているが、国の原子力災害対策指針の該当箇所を確認すると、「OIL2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率 (1 時間値) が OIL2 の基準値を超えた場合」とされている。「継続」だと空間放射線量率が一時的に下がったりした場合に起算をどこから始めるか不明確なため、原子力災害対策指針の表現を参考にされたいかがか。

事務局)

ご指摘のとおり、原子力災害対策指針の記載のとおり修正する。

石井委員)

資料 2 の 2/6 ページ (2) 「ア 屋内退避の準備」について、ここに書かれていることは非常に重要なため、市民にわかりやすいよう、対策を行うときに重要なことから順に記載した方がよい。まず不要不急の外出を控え、窓、戸を閉める、換気扇を止める、窓を内側から目張りする、の順である。忙しい時に目張りはできないが、窓を閉めることはできる。

事務局)

ご指摘のとおり、重要な事項から記載することとし、広報の際にも順番を意識して伝える。

志賀委員)

資料 2 の 3/6 ページ 「(5) 学校等施設における屋内退避実施体制の確保」について、「市は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関してあらかじめルールづくりに努めるものとする」という記載を削除し、「学校等施設の活動中に屋内退避の準備が発令された場合、管理者は保護者に連絡し、生徒等を引き渡す」と記載されているが、これはルールづくりが確立された、ということで今回修正されたのか。確立されたのであればどのように確立されたのか教えていただきたい。

事務局)

「学校等施設の活動中に屋内退避の準備が発令された場合、管理者は保護者に連絡し、生徒等を引き渡す」という一定程度のルールが決まったということで、今回削除することにした。

志賀委員)

PTA の要望として、確立されたのであれば、どのようなルールであるのか明記していただけるとありがたい。確立されたルールに基づき学校で引き渡し訓練を行っているため、訓練に反映する必要がある。

事務局)

大きい方針については決まったところだが、ご指摘いただいたとおり今後ルールの徹底

やPTAの方々との共有もしていかなければならない。啓発をしっかりと行っていく。

増田委員)

屋内退避と一時移転の時間的關係について、はじめに屋内退避を行い、その後一時移転するということだが、必ずこうなるという理解でよいか。

事務局)

前後關係ということでは、状況によっては必ずしもこのとおりにならないということもあり得ると考えられる。

増田委員)

ということは、屋内退避を行わずに一時移転を行うこともあり得るということによいか。

事務局)

説明が不足しており申し訳ない。屋内退避を経ずに一時移転を行うということは、現在の国の原子力災害対策指針で想定している中にはないと考えられる。

大淵委員)

説明を補足する。例えばであるが、事故が起き、電源がなくなり、原子炉に水が注入できなくなるといった状態の時に、更に熱をとることができなくなった場合を想定すると放射性物質を格納容器の外に放出しなければならなくなった場合も考えられる。この場合、まず屋内退避を行うが、格納容器が壊れないようにフィルタベントを通して放射性物質を千分の一以下に抑えて放出するが、放出された放射性物質（プルーム）が通過した後に空間放射線量を確認して、OIL2 (20  $\mu$  Sv/h) を超えていれば一時移転を行う。つまり順番としてはまず屋内退避を行い、次に空間放射線量を確認して、一時移転の準備をして、1週間以内に移転する、という順序になる。

部会長)

それでは、委員の方々のご意見をまとめると、資料2の2/6ページ(2)「ア 屋内退避の準備」については、市民のとるべき行動の順序を整理して修正を加える、資料2の3/6ページ「(5) 学校等施設における屋内退避実施体制の確保」については、ルールの部分で補足説明するなど徹底する、資料2の4/6ページ(3)「イ 一時移転の指示の発令」については、国の原子力災害対策指針に則った形で表現を整理して修正する、以上3点について、修正ないし補足を加えるということによろしいか。

各委員)

異議なし。

阿部委員)

県としては、仙台市がUPZ(30km)圏外でありながら、原子力災害対策編の地域防災計画を策定していただいたことに感謝している。石井委員も仰っていたが、こうした計画について、今後市民の皆様にはわかりやすい説明を行っていただければ県としてもありがたい。

宗片委員)

修正の内容については承知した。今回の修正は、市民が行う備えやどのように行動したら良いのかということが盛り込まれていることが特徴だと思うが、これをしっかりと市民に

伝えていかないとただ不安をあおるだけになってしまう。計画の内容について市民へ丁寧に説明し、理解を求めるというプロセスをもっていただきたいと思う。

事務局)

今回修正する計画については、市民の方に実際に行動していただくという内容になっているが、内容に普段馴染みがない部分もあるため、まずは今回の修正内容についてパブリックコメントを実施し、決定した際には市政日より、ホームページでお知らせをする。また、町内会に出向いて説明する機会も増やしているため、その中で丁寧に説明してまいりたい。

#### 以下、会議最後に発言

大越委員)

議事内容について話が戻ってしまい申し訳ないが、今後パブリックコメントも行うということなので発言させていただく。資料 2 の 3/6 ページ「(5) 学校等施設における屋内退避実施体制の確保」について、「生徒等」の引き渡しについて記載されているが、表現に違和感がある。(教育委員会では) 一般に「生徒」というと中学生以上を指し、小学生の場合は「児童」、就学前の保育所や幼稚園の子供だと「幼児」となるが、保護者への引き渡しというのは中学生以上には馴染まず、小さい子供が主であると考えられるため、「幼児、児童」とした方がよいと考える。また、「学校等施設」という表現についても、特に説明がないため、例えば「学校以外の保育所、幼稚園も含めて学校等施設とする」という説明があるとわかりやすい。内容が大きく変わるものではないが、パブリックコメントに向けて実態に合った表現に変えたほうがよいのではないか。

事務局)

調整をさせていただいた上で、記載についてはご意見を反映する形で修正する。

部会長)

元々該当箇所では、園児、児童、生徒及び学生を「生徒等」とすると整理しているが、実際の状況を踏まえて修正する必要があるれば、事務局と調整してパブリックコメントに臨むように。「学校等施設」について定義している箇所はあるのか。

事務局)

特段定義している箇所はない。

部会長)

「学校等施設」の範囲をどうするかについても含め、調整してパブリックコメントを実施するという事によろしいか。

各委員)

異議なし。

【その他】

部会長)

本日予定の議題は以上だが、事務局から参考資料について報告を願う。

事務局)

参考資料に基づき、事務局から説明。

阿部委員)

仙台市には石巻市、東松島市の住民の受入れについて協力をいただき感謝する。県内 31 の市町村で避難元自治体住民を受け入れることになっており、それぞれ避難元自治体と避難先自治体との間で協定締結等をしていただいているが、具体的な内容についてはまだこれからという部分もあるため、県としても避難先自治体住民の方々、職員の方々の意見を参考にして支援してまいりたい。また、国から避難先自治体に伝えるべき情報があれば、県から機を捉えてお伝えしたい。

部会長)

事務局からその他あるか。

事務局)

今後のスケジュールについて説明する。仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】については、本日の審議結果を基に、1月にパブリックコメントを実施し、3月の仙台市防災会議に諮る予定である。市民への広報についても機会を捉えて行っていく。

部会長)

その他、各委員からご発言あるか。

各委員)

なし。

以上事実に相違ないと認める。

平成 30 年 1 月 12 日

仙台市防災会議原子力防災部会委員

大 荆 正 和

平成 30 年 1 月 17 日

仙台市防災会議原子力防災部会委員

志 賀 猛 彦